

平成 29 年度特色あるコミュニティ活動への支援制度実施要領

1. 目的

市民自らが行う地域づくり活動の振興を図るため、地域課題の解消に資する個性あるふるさとづくり活動に対し、助成金を交付することにより、各地区コミュニティ団体への支援を行う。

2. 対象団体・事業

平成 29 年度に周南市コミュニティ推進連絡協議会に属する団体が実施する事業
これまで助成した団体であっても、異なる事業であれば申請可

※ 国又は地方公共団体の制度による補助、助成又は委託を受ける事業は対象となりません。

3. 助成金額

1 事業 10 万円を上限（単年度） ※助成金の予算総額は 30 万円以内

4. 助成率

事業に要する総経費の 2 分の 1 以内

5. 助成期間

最大 2 年間

※ 助成金を 2 年間に渡り、受けようとする団体にあつては、初年度に 2 年分の事業計画書を提出するものとし、年度ごとに助成金交付手続きをしなければならない。

6. 対象となる経費

助成事業の経費に直接要するもの

費 目	種 類
報 償 費	講師・専門家等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅 費	交通費・通行料金・宿泊費等
消 耗 品 費	事務用品・用紙等
原 材 料 費	資材等の購入費
印 刷 製 本 費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷費
書 籍 購 入 費	書籍等の購入費等
筆 耕 翻 訳 費	通訳・翻訳・原稿料等
通 信 運 搬 費	郵送料等、通信運搬に係る経費
保 険 料	助成事業の実施に係る保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料等
そ の 他 の 経 費	その他理事長が認める経費

7. 対象とならない経費

懇親会費等助成事業の実施にかかる直接経費と認められない経費

8. 申請書類

特色あるコミュニティ活動助成金交付申請書

9. 助成事業実施者の義務及び協力

● 成果物に「周南市ふるさと振興財団助成金事業」と明記

- コミュニティ交流集会、財団事業における報告会等での協力
- 実施された助成事業については、団体名、事業内容など公開の対象となります。

10. 審査及び決定

「書類審査」及び「審査委員会によるプレゼンテーション審査」

① スケジュール

- 周南市コミュニティ推進連絡協議会総会及び会長宛の封書にて周知
- 申請受付 平成 29 年 1 月 10 日（火）～2 月 8 日（水）
- 書類審査 平成 29 年 2 月下旬
- プレゼンテーション審査 平成 29 年 3 月中旬
- 最終採否通知 平成 29 年 3 月下旬(予定)

② 審査委員：常務理事、事務局長、理事、評議員、周南市役所主管部長、学識経験者

③ プレゼンテーションの要領

- プレゼンテーション（持ち時間 5 分）を申請団体ごとに実施
- プレゼンテーションの方法は自由（設営・撤去に長時間を要する機器等の持ち込みは不可）
- プレゼンテーション後、事業に関する質疑応答
- 会場は、新南陽ふれあいセンター 1F 中会議室（周南市福川南町 2-1）予定

11. 申請方法

公益財団法人周南市ふるさと振興財団へ必要書類を提出

- ① 書類の不備がある場合は、申請受付期間中に限り再提出可
- ② 申請受付期間：平成 29 年 1 月 10 日（火）～2 月 8 日（水）
（土曜、日曜、祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

※ ファックス・電子メールによる提出、提出書類の返却は原則としてできませんので、あらかじめ御了承ください。

12. 事業完了後の手続

- 事業完了後、助成事業の実績報告書（様式第 5 号）を提出
- 書類提出の後、理事長が適当と認める場合、助成金の確定通知
- 助成金の交付は、原則として確定通知後、助成金請求書（様式第 7 号）を提出
- 事業を円滑に行うため、やむを得ない理由があると認める場合、概算払で助成金を交付

13. その他

申請に関しては、（公財）周南市ふるさと振興財団事務局にお気軽にご相談ください。

14. 問い合わせ先

〒745-0045

周南市徳山港町 3-21

公益財団法人周南市ふるさと振興財団 担当 國兼

TEL 0834-33-7701 FAX 0834-31-3655

E-mail furusato@gokan-furusato.org